

## 「緑確保の総合的な方針」の改定について

### 1 主旨

既存の緑の保全やまちづくりの方向性をとりまとめる試みを確実なものとするため、東京都及び区市町村は、「緑確保の総合的な方針」(以下、「確保方針」という)を平成 22 年度に策定し、平成 28 年 3 月には、更なる緑の確保を進めるため確保地の追加を行うなど、計画的に緑の保全に取り組んできた。

東京都は令和元年 12 月、2040 年代に目指す東京の姿と、その実現のために 2030 年に向けて取り組むべき戦略を示した「『未来の東京』戦略ビジョン」(以下、「戦略ビジョン」という)を策定した。「戦略ビジョン」では、目指す東京の姿の一つとして、「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」を提示し、都市計画公園や緑地の整備、農地や自然地の保全を推進するとともに、様々な施策とも連動させながら、あらゆる場所で緑を創出・保全していくことで、緑溢れた都市を作り上げていくこととしている。

確保方針は、「戦略ビジョン」で示す方向性や「都市づくりのグランドデザイン」を踏まえ、新たな 10 年間の計画期間を設定し改定を行うため、都区市町村合同推進委員会で検討を進めてきたところである。

このたび、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくため、本年 2 月に公表した確保方針改定案に対し、パブリックコメントで寄せられた意見も踏まえ、本方針を改定したので報告する。

### 2 これまでの経緯

令和元年度 都区市町村合同推進委員会 1 回、同幹事会 3 回  
令和 2 年 2 月 確保方針の改定(案)公表、パブリックコメント  
都市整備常任委員会(パブリックコメント実施の報告)  
令和 2 年 6 月 都区市町村合同推進委員会

### 3 確保方針改定案へのパブリックコメント実施結果

実施日時：令和 2 年 2 月 13 日～3 月 19 日(東京都により実施)  
意見数：43 件(11 通)

### 4 確保方針の内容

別紙「確保方針」改定(本編) 概要版のとおり。

### 5 改定後の計画期間

令和 2 年度から令和 11 年度まで 10 年間

## 6 方針の構成

### (1) 既存の緑を守る方針

既存の緑を、丘陵地、崖線、農地などに分類し、計画期間中に確保することが望ましい緑を「確保地」として抽出。

確保主体	確保地				確保候補地	
	水準1～3		特定生産緑地		箇所数	面積(ha)
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)		
(世田谷区)	(22)	(5.8)	(491)	(81.8)	(40)	(13.77)
特別区	60	19.34	2,025	397.68	456	127.47
市町村	71	180.85	8,912	2,496.72	162	74.81
東京都	23	105.92			38	636.51
合計	154	306.11	10,937	2,894.40	656	838.79

確保地：今後10年間に確保を目指す対象地

水準1：都市計画公園緑地事業、特別緑地保全地区等により確保

水準2：法や条例に基づく許可並びに優遇税制により確保

水準3：届出制や協定等により確保

特定生産緑地：指定から30年が経過する生産緑地を特定生産緑地に指定

(特定生産緑地は、生産緑地の所有者の意向を基に、区市町村が指定

特定生産緑地の箇所数・面積は、平成30年度末時点の生産緑地(平成4年度以降に告示したもの)。計画期間内に生産緑地の告示から30年を経過しない地区や、確保地(水準1～3)として抽出したものを含む。)

確保候補地：計画期間にかかわらず確保を目指す対象地

### (2) 緑のまちづくりへの取組

- ・民間開発による緑化空間、公園緑地、街路樹、水辺の緑などとの連携により形成されるネットワークを緑の骨格としてとらえ、緑の配置や機能の効果的な誘導を進める。

### (3) 緑の確保を更に推進する取組

緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりを進めるため、先導的な施策を提示。

- ・崖線の緑の保全
- ・生産緑地の保全・活用の推進

## 7 公表日・周知方法

令和2年7月16日(木)

都、区のホームページ及び区のお知らせ8月1日号にて周知

「緑確保の総合的な方針（改定案）」パブリックコメント 御意見・御提案の概要と都区市町村の考え方

○<パブリックコメントの概要> 【募集期間】令和2年2月13日（木）から3月19日（木）までの36日間

○【意見総数】43件（個人43件、法人0件）

○【意見の提出方法】メール8通、郵送3通 計11通（1通で複数の意見の提出があるため意見総数と合致しない）

意見・提言の概要	都区市町村の考え方
1 方針全般について 【5件】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全の推進を着実に実施してもらいたい。</li> <li>・緑の質に注目した方針に期待している。</li> <li>・緑確保の具体的な施策が足りない。</li> </ul>	<p>本方針は、都市公園など新たな緑が創出される一方で、減少傾向にある民有地の既存の緑について、自治体共通の課題として捉え、緑を確保するために都と区市町村とが合同で策定しています。都と区市町村は、本方針の策定経緯や意図を引き継ぎつつ、上位計画や関連する行政計画を踏まえ、改定した方針に基づき緑確保に一層取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・「対象とする緑」に用水路を入れてほしい。</li> <li>・水のネットワークについて具体的な説明を記載してほしい。</li> </ul>	<p>「対象となる緑」は主だったものを挙げていますが、用水路も本方針に取り入れています。水のネットワークとは「河川」や「上水・用水・水路等」を示しており、系統分類することで、地形なりの緑や歴史文化に根ざした緑を保全の対象として認識し、本方針に取り入れ記載しています。【P22~23 第3章1(3)①・②】</p>
2 既存の緑の保全について 【5件】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・農地や樹林地の地権者が適切な維持管理が困難になった場合、計画されていなくても迅速に確保できるよう検討してほしい。</li> </ul>	<p>本方針は、特に減少傾向にある民有地の緑に着目し、都市計画を基本としたまちづくりの取組の中で、緑の減少を食い止めるための様々な方策に取り組むこととしています。なお、本方針の推進に当たっては、取り巻く状況の変化等に合わせ、必要に応じて確保地を追加することについて追加記載しました。【P31 第3章2(2)③】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・生産緑地の保護を推進するべき。</li> <li>・農地の保全に向けて「地産地消」や「農業体験授業」の奨励等の追記をしてほしい。</li> </ul>	<p>今回の改定に当たっては、確保の水準として「特定生産緑地」を新設し、生産緑地を保全すべき農地として位置づけました。農地の保全のためには、農業を継続できる環境を整えることが重要であり、農業施策を所管する関連部署とも引き続き連携して取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・丘陵地や崖線は、湧水に依存する特徴的な生態系が存在する。丘陵地や崖線等の緑地の水源涵養機能の維持・向上に努めることを明記すべき。</li> </ul>	<p>本方針は、様々な機能を発揮している民有地の緑を計画的に確保することを目的としています。確保された緑の更なる機能向上については、関連部署とも連携し、本方針の推進と合わせて取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑確保で指定した緑について、剪定などの樹木維持管理委託を推進できないか。</li> </ul>	<p>本方針で指定した緑に限らず、民有地の樹木の維持管理に関する支援については、各自治体の特性に合わせ取り組んでいます。</p>

意見・提言の概要	都区市町村の考え方
<b>3 確保地・確保候補地について 【8件】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑を行政単位で考えず、普段の生活圏を一単位とする考え方・指標が必要。</li> </ul>	<p>東京の緑は、山地・丘陵地から平地、河川沿いと様々な形で分布し、行政界を越えてつながっています。このような緑の特性をふまえ、系統分類により把握し、骨格となる緑の系統を保全し、確保すべき緑を明らかにしています。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保地の水準3を2へ、2を1へと引き上げる仕組みを規定し、引き上げを目指すべきである。</li> </ul>	<p>本方針では、既存の緑を守るための「担保性」を、その度合いに応じて「水準1」から「水準3」と設定しています。</p> <p>水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたものであり、緑のおかれた状況や地域における希少性、所有者の状況等を勘案し、確保の水準を設定しています。水準2や水準3も民有地の緑を保全する一定の担保力を有しており、全ての確保地が水準1を目指すものではありません。一方、方針の改定等にあわせて、緑のおかれた状況等を勘案し、水準を引き上げることも可能であり、今後とも様々な手法を活用し、緑の確保に努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保地から山地が対象外となっている。山地は都内最大の緑であり、保全すべき最も重要な系統である。</li> </ul>	<p>御意見のとおり山地は最大の緑と認識しています。本方針では、主に都市計画を基本としたまちづくりの取組の中で確保していく緑を、確保地として抽出しています。山地については、関連する部署とも連携し、本方針の推進と合わせて取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・優遇税制等により確保する水準2の確保地を拡充してほしい。</li> <li>・個別の確保地、確保候補地に関する意見（3件） （国分寺市の砂川用水路、新田開発時代の用水路跡地、野川源流部の保全要望など）</li> </ul>	<p>本方針の推進に当たっては、取り巻く状況の変化等に合わせ、必要に応じて確保地を追加することについて追加記載しました。【P31 第3章2(2)③】</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・確保地、確保候補地の抽出に当たって広く住民の意見を聞くべき。</li> </ul>	<p>本方針の改定にあたっては、改定案を公表し、広く都民の意見を聴くパブリックコメントを実施しています。</p>
<b>4 緑のまちづくり・緑の創出について 【3件】</b>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別区内において、緑化計画書制度ではなく、緑化の義務を課すルール作りが必要。</li> <li>・23区内全て、世田谷区の緑化ルールのように緑化計画と建築計画を連動させたほうがよい。</li> </ul>	<p>建築物の建替えの機会を捉えた緑化を更に推進するため、緑化地域制度の導入や緑化率を定める地区計画などの活用を促進していきます。また、各自治体の地域性を考慮した緑化のルール作りに引き続き努めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑化の義務付け等において質の高い緑とはなにかを記載すべき。</li> </ul>	<p>都市開発諸制度等を適用した大規模建築物の建築や開発に際しては、「公開空地等のみどりづくり指針」に基づき「みどりの計画書」の作成を通じて事業者による良質なみどり空間の形成を誘導していきます。質の高いみどりの創出にあたって配慮すべき視点についてP62に記載があります。【P63 第3章4(2)の事例より】</p>

意見・提言の概要	都区市町村の考え方
5 更に推進する取組について 【4件】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出」にある容積率を緩和する手法は、土地が近接する同一地区計画区域内にとどめるべき。</li> </ul>	<p>緑の保全・創出に当たっては「東京における土地利用に関する基本方針について（東京都都市計画審議会 答申）」において、従来の丘陵地や河川、崖線などの保全・再生等に加え、広域的な観点から一体的に捉えた取組により、みどりの厚みとつながりを強化する必要があるとされています。こうした位置づけも踏まえ、都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出等について検討を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>「都市間・地域間連携プロジェクト」について、活動が継続するような助成・支援などの仕組みが必要。</li> <li>「緑を維持管理する事業助成制度的」支援策を新たなプロジェクトとして提案すること推進してほしい。</li> <li>2050年度までに約100haを保全地域に指定する目標に期待する。</li> </ul>	<p>本方針に提示した先導的に取り組むべきプロジェクトにとどまらず、「『未来の東京』戦略ビジョン」において上げた「緑溢れる東京プロジェクト」の推進過程での調査・検討等を踏まえた新たな施策の導入や、区市町村が進める緑の保全や創出の取組を都が強力に後押しする「緑の保全・創出支援プログラム（仮称）」の策定等においても、頂いた意見も参考としながら、検討を進めていきます。</p>
6 方針の推進・今後の取組について 【6件】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>5年ではなく3年に一度の調査を行う方針で臨んでほしい。</li> <li>方針に基づく各自治体の実施計画策定スケジュールを記載してほしい。</li> <li>確保地、確保候補地再選定のプロセスとスケジュールを示してほしい。</li> <li>緑の機能向上のためにはモニタリングや調査が必要。</li> </ul>	<p>本方針は今後10年間の取組の方向性を明らかにするものであり、5年程度経過した時点で、取組状況をとりまとめ、中間の見直しをする予定です。そのプロセスやスケジュールについては、調整プラットフォーム（都区市町村合同推進委員会）にて検討していきます。また、社会情勢の変化に対応しながら、施策の充実や取組の加速も検討していきます。</p> <p>緑に関する実態調査等については、今後も各自治体により取り組んでまいります。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>農地や屋敷林の所有、相続に関する負担が緑が失われる大きな原因。解決に向けた国への働きかけを方針に記載すべき。</li> <li>2010年策定の「緑確保の総合的な方針」には法改正の要望が明記されていたが、本案でそれが削除されているのは後退ではないか。抜本的な減税を伴う「法改正の要望」を強く要望してほしい。</li> </ul>	<p>都や区市町村の創意工夫や努力だけでは解決できない法制度上の課題については、引き続き国への制度の改善等の要望等を行ってまいります。</p> <p>いただいた御意見を踏まえ、制度改善の要望について追加記載しました。【P79 第4章3】</p>

意見・提言の概要	都区市町村の考え方
7 その他の緑施策等について 【12件】	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 街道や駅ターミナルエリアに緑化を設置すべき。</li> <li>・ 緑確保の基金をつくって特別の会計で運用すべき。</li> <li>・ 緑の管理の予算配当は少なすぎる。</li> </ul>	<p>道路や鉄道行政等における緑施策の検討において、参考とさせていただきます。</p> <p>都は、都市における生産緑地、樹林地等の保全や新たな緑の創出などにより、緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京の実現に要する資金に充てるため、緑あふれる東京基金を設置しました（令和2年3月）。こうした基金の効果的な活用も検討し、あらゆる機会を通じて東京の緑を増やす取組を進めていきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公園整備や森林の施策と連携すべき。</li> <li>・ 道路行政と連携して緑地の機能の維持向上に努めてほしい。</li> </ul>	<p>今後とも「水と緑を一層豊かにし、ゆとりと潤いのある東京」の実現に向け、関係部局や区市町村と連携し、緑確保に取り組んでいきます。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 都市計画法の開発許可制度の対象要件を区内と多摩地域で分けるべき。</li> <li>・ 掲載の緑化施策についてすべての自治体で事前協議を要件とすべき。</li> <li>・ 自然保護条例の緑化計画書制度、開発許可制度において事前協議を要件とすべき。</li> <li>・ 玉川上水景観基本軸内の行為制限について、届出制を許可制とするべき。</li> <li>・ 空き家、空き地が増えてくる中、それを利用して農地や緑地を生み出すことは重要。</li> <li>・ 緑地保全の一番の目的は「生物多様性」であるべき。</li> </ul>	<p>お寄せいただいた御意見については、今後の緑施策の推進・検討において参考とさせていただきます。</p>

確保地系統別内訳（水準1～水準3）

●丘陵地

自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
八王子市	上川町	20.12	加住丘陵	1
八王子市	川口町及び上川町地内	96.77	加住丘陵	1
町田市	野津田町	0.82	多摩丘陵	1
町田市	三輪町	11.98	多摩丘陵	1
町田市	野津田町	1.89	多摩丘陵	1
町田市	成瀬	0.12	多摩丘陵	1
町田市	広袴町	1.64	多摩丘陵	1
町田市	忠生	0.88	多摩丘陵	1
町田市	野津田町	1.99	多摩丘陵	1
町田市	能ヶ谷	0.40	多摩丘陵	1
町田市	小山町	0.67	多摩丘陵	1
町田市	金森東	0.02	多摩丘陵	1
町田市	西成瀬	0.06	多摩丘陵	1
町田市	本町田	0.82	多摩丘陵	1
町田市	下小山田町	1.34	多摩丘陵	1
町田市	相原町	6.00	多摩丘陵	1
日野市	百草	0.02	多摩丘陵	2
日野市	百草	0.53	多摩丘陵	2
日野市	百草	0.09	多摩丘陵	1
日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
日野市	百草	1.20	多摩丘陵	2
日野市	百草	0.23	多摩丘陵	1
日野市	百草	0.96	多摩丘陵	2
日野市	百草	0.06	多摩丘陵	2
日野市	程久保三丁目	0.29	多摩丘陵	2
日野市	程久保五丁目	0.13	多摩丘陵	2
日野市	程久保五丁目	10.51	多摩丘陵	1
日野市	落川	0.08	多摩丘陵	2
東大和市	芋窪、蔵敷、奈良橋	2.98	狭山丘陵	1
多摩市	蓮光寺六丁目	0.36	多摩丘陵	1
多摩市	和田	0.38	多摩丘陵	1
東京都	八王子市曉町二丁目、大谷町	0.02	加住丘陵	1
東京都	八王子市高月町	13.66	加住丘陵	1
東京都	西多摩郡瑞穂町大字高根、箱根ヶ崎、石畑、殿ヶ谷、武蔵村山市岸二～五丁目、三ツ木四・五丁目、本町三・六丁目、武蔵村山市本町五・六丁目、三ツ木五丁目、瑞穂町大字石畑字夕日台、宇狭山嶽、大字箱根ヶ崎字浅間谷、大字高根字田ノ入、宇田尻	8.48	狭山丘陵	1
東京都	東村山市多摩湖町四丁目、諏訪町二・三丁目	0.72	狭山丘陵	1
東京都	東大和市湖畔三丁目、奈良橋2丁目、高木1丁目	2.53	狭山丘陵	1
東京都	武蔵村山市中央三・四丁目、中藤一・二丁目	8.30	狭山丘陵	1
東京都	武蔵村山市本町四・五丁目、中央四・五丁目、中藤二丁目	15.58	狭山丘陵	1
東京都	日野市程久保ほか	0.17	多摩丘陵	1
東京都	町田市下小山田町	8.92	多摩丘陵	1
東京都	町田市相原町字丑田、字大戸、字段木入、字細豊、字大北	25.53	多摩丘陵	1
東京都	多摩市蓮光寺三・五丁目	0.57	多摩丘陵	1
東京都	八王子市堀之内	1.90	多摩丘陵	1
東京都	稲城市坂浜	2.98	多摩丘陵	1
	合計	252.66		

●崖線

自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
世田谷区	成城四丁目	0.50	国分寺崖線	1
世田谷区	成城四丁目	0.03	国分寺崖線	1
世田谷区	成城四丁目	0.02	国分寺崖線	1
世田谷区	成城四丁目	0.08	国分寺崖線	1
世田谷区	成城三丁目	0.06	国分寺崖線	1
世田谷区	大蔵四丁目	0.09	国分寺崖線	1
世田谷区	岡本二丁目	0.21	国分寺崖線	1
世田谷区	岡本二丁目	0.05	国分寺崖線	1
世田谷区	岡本一丁目	0.03	国分寺崖線	1
世田谷区	中町一丁目	0.06	国分寺崖線	1
調布市	深大寺元町三丁目	0.08	国分寺崖線	1
調布市	仙川町三丁目	0.08	仙川崖線	1
日野市	日野本町三丁目	0.18		2
日野市	日野	0.42		1
日野市	神明四丁目	0.06		2
日野市	東豊田一丁目	0.11		2
日野市	川辺堀之内	0.05		2
福生市	大字福生	0.18	立川崖線	1
東久留米市	南沢三丁目	0.33		1
	合計	2.62		

●平地林・社寺林・屋敷林

自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
大田区	南馬込二丁目	0.07	屋敷林	1
大田区	南馬込五丁目	0.09	社寺林	1
世田谷区	代沢三丁目	0.24	平地林	1
世田谷区	深沢二丁目	0.21	屋敷林	1
世田谷区	北島山九丁目	0.26	屋敷林	1
世田谷区	経堂五丁目	0.24	屋敷林	1
練馬区	南田中五丁目	0.18	平地林	1
練馬区	南田中四丁目	0.13	屋敷林	1
練馬区	石神井台八丁目	0.38	屋敷林	1
練馬区	東大泉七丁目	0.61	屋敷林	1
練馬区	石神井台八丁目	0.24	屋敷林	1
練馬区	高松二丁目	0.32	屋敷林	1
練馬区	上石神井二丁目	0.16	屋敷林	1
調布市	緑ヶ丘二丁目	0.07	平地林	1
小金井市	貴井南町三丁目	0.07	平地林	1
東久留米市	柳窪五丁目	0.19	平地林	1
東久留米市	南沢三丁目	0.46	平地林	1
東久留米市	南沢三丁目	0.82	平地林	1
東久留米市	南沢三丁目	0.10	屋敷林	1
東久留米市	柳窪四丁目	1.82	屋敷林	1
東久留米市	柳窪四丁目	0.42	屋敷林	1
東久留米市	下里二丁目	0.30	屋敷林	1
東久留米市	金山町一丁目	0.56	屋敷林	1
	合計	7.94		

●河川等

自治体名	所在地	面積(ha)	摘要	水準
世田谷区	野毛一丁目	0.03	谷沢川	1
	合計	0.03		

●農地

自治体名	所在地	面積(ha)	水準
世田谷区	喜多見四丁目	0.12	1
世田谷区	喜多見五丁目	0.21	1
世田谷区	瀬田五丁目	0.25	1
世田谷区	南島山二丁目	0.22	1
練馬区	大泉町二丁目	0.24	2
練馬区	大泉学園町八丁目	0.09	2
練馬区	土支田二丁目	0.27	1
練馬区	谷原一丁目	0.34	1
練馬区	谷原六丁目	0.33	1
練馬区	南大泉四丁目	0.31	1
練馬区	上石神井二丁目	0.50	1
練馬区	北町六丁目	0.21	1
足立区	平野三丁目	0.14	1
足立区	東六町	0.15	1
武蔵野市	吉祥寺東町三丁目	0.07	1
調布市	深大寺南町二丁目	0.41	1
調布市	深大寺南町一丁目	0.23	1
小平市	小川町二丁目	1.63	1
東村山市	野口町三丁目	0.25	1
東村山市	野口町四丁目	0.35	1
国分寺市	内藤一丁目	0.08	1
国立市	泉五丁目	0.08	1
狛江市	駒井町二丁目	0.44	1
清瀬市	中里二丁目	0.25	1
多摩市	蓮光寺六丁目	0.36	1
東京都	世田谷区成城九丁目	0.13	1
東京都	杉並区堀之内二丁目	0.25	1
東京都	練馬区石神井町五丁目	1.08	1
東京都	江戸川区上篠崎四丁目	0.20	1
東京都	調布市深大寺北町二丁目、深大寺元町五丁目、深大寺南町四丁目	2.78	1
東京都	武蔵野市桜堤三丁目、小金井市関野町一・二丁目、西東京市向台町六丁目	4.18	1
東京都	東久留米市中央町三丁目	4.11	1
東京都	西東京市柳沢一丁目	0.12	1
東京都	稲城市坂浜	2.08	1
東京都	多摩市蓮光寺六丁目	1.63	1
	合計	24.09	

●系統に含まれない確保地

自治体名	所在地	面積(ha)	水準
品川区	旗の台六丁目	0.06	1
大田区	羽田空港一丁目・二丁目	1.00	1
大田区	田園調布五丁目	0.11	1
大田区	大森東一丁目	1.00	1
世田谷区	北島山九丁目	0.06	1
世田谷区	野毛一丁目	2.76	1
世田谷区	深沢六丁目	0.08	1
杉並区	高円寺北四丁目	0.64	1
杉並区	下井草三丁目	0.11	1
杉並区	久我山五丁目	0.15	1
杉並区	高円寺南二丁目	0.37	1
豊島区	東池袋四丁目	0.77	1
荒川区	東尾久五丁目、東尾久八丁目、西尾久二丁目及び西尾久三丁目地内	1.30	1
荒川区	町屋七丁目地内	1.20	1
板橋区	加賀一丁目	0.73	1
練馬区	東大泉七丁目	0.15	1
練馬区	大泉学園町二丁目	0.14	1
練馬区	大泉学園町四丁目	0.10	1
練馬区	春日町六丁目	0.10	2
練馬区	石神井台一丁目	0.64	1
練馬区	小竹町一丁目	0.14	1
江戸川区	大杉三丁目	0.06	1
八王子市	子安町三丁目及び緑町地内	5.20	1
昭島市	もくせいの杜二丁目	0.11	3
日野市	新井	0.05	1
東村山市	野口町三丁目	0.22	1
東村山市	野口町四丁目	0.20	1
東村山市	多摩湖町二丁目	0.17	1
狛江市	中和泉三丁目	0.10	1
清瀬市	中里二丁目	0.38	1
清瀬市	中里一丁目	0.42	1
清瀬市	中清戸三丁目	0.25	1
	合計	18.77	

緑確保の総合的な方針（改定）概要版



お問合せ先

●東京都（令和2年7月現在）

都市整備局 都市づくり政策部  
緑地景観課 03-5388-3264

●区市町村の担当部署（一覧は本文P110,111に掲載しています。）

◇本文は、東京都都市整備局のホームページに掲載しています。  
◇冊子は、都民情報ルーム（都庁第一本庁舎3階）で販売予定です。

緑確保の総合的な方針



リサイクル適性(A)  
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

登録番号(2)16

～ 緑を都民共有の資産として、将来に引き継いでいくために～

令和2年7月

東京都・特別区・市町村

## 改定について

東京都と特別区(23区)26市3町1村は、平成22年5月に「緑確保の総合的な方針」を策定し、10年の計画期間で、特に減少傾向にある民有地の既存の緑の計画的な保全に取り組んできました。

平成28年に確保地等を追加し、これまでに確保地約315ha、確保候補地を含め約419haを確保しました。

今後も、東京に残された貴重な緑を次世代に確実に引き継いでいくとともに、あらゆる機会を通じて緑を生み出していけるよう、様々な施策に取り組んでいきます。

### ◆改定のポイント

- ・緑溢れる東京の実現に向け、将来に引き継ぐべき樹林地や農地の保全を推進
- ・骨格的な緑の充実等を目指し、新たな確保地の設定および施策を提示
- ・確保の水準として「特定生産緑地」を新設、生産緑地を保全すべき農地として明確化

## 方針の構成

### I 既存の緑を守る方針（確保することが望ましい緑を明確化）

緑を系統に分類し、計画期間中に確保することが望ましい緑の箇所・面積のリストを提示、図示

### II 緑のまちづくりへの取組

計画期間中に、まとまった緑の創出を伴うまちづくり事業のリストを提示

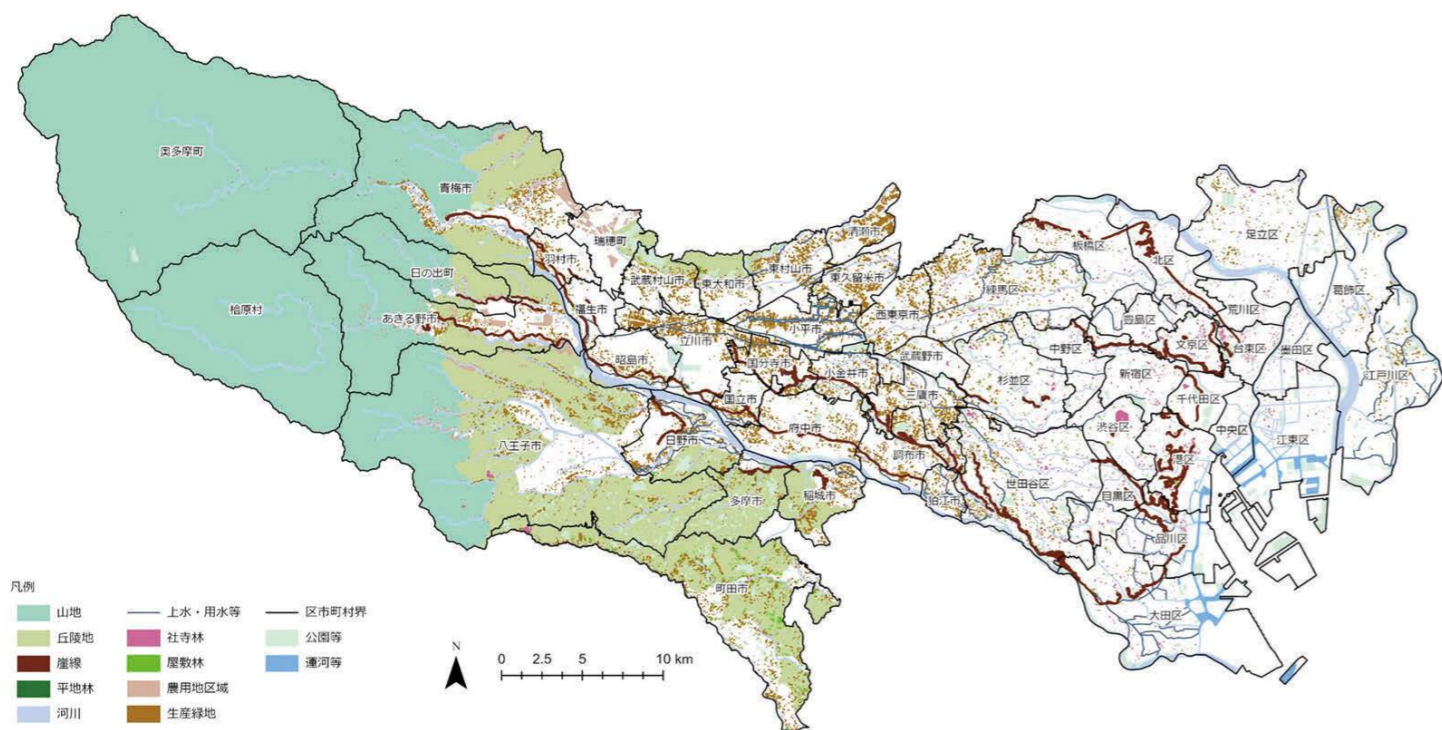
### III 緑の確保を更に推進する取組

緑の確保を一層推進し、緑のまちづくりを更に進めるために、先導的な施策を提示

- ・都市開発諸制度等の活用による緑の保全・創出
- ・産線の緑の保全
- ・森林環境譲与税の活用
- ・市民緑地認定制度の活用
- ・緑化率を定める地区計画などによる緑化の推進
- ・緑化地域制度の推進
- ・江戸のみどり推進プロジェクト
- ・生産緑地の保全・活用の推進
- ・田園住居地域の指定促進
- ・新しい「緑農住」まちづくりの検討
- ・農の風景育成地区の指定推進
- ・都市農地保全支援プロジェクト
- ・農地の創出・再生支援事業
- ・農地の利活用促進事業（新規就農等支援及び農地あっせんの促進）

## 緑の系統分類

■山地 ■丘陵地 ■崖線 ■平地林 ■河川 ■上水・用水・水路等 ■湧水 ■社寺林 ■屋敷林 ■農地 ■その他の緑



## 確保地と確保候補地の考え方

◆確保地 計画期間＝令和11年度までに、いずれかの水準により確保するもの

◆確保候補地 計画期間にとられず、緑の保全を目指して水準1から水準3に上げていく考えのあるもの  
※水準は、規制等の強さなどの担保力によって分けたもので、緑の価値を示したものではありません。

<確保地の水準>

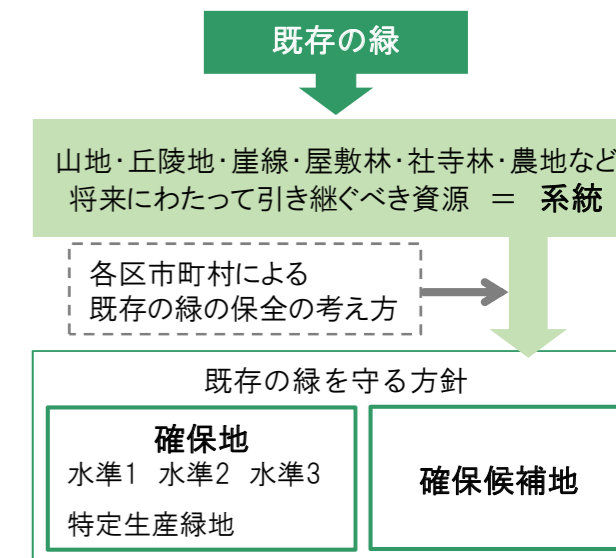
**水準1** 緑地の買収又は、法や条例に基づいて、強い規制をかけることにより、確実に保全していくもの  
【制度例】特別緑地保全地区、都市計画公園・緑地事業

**水準2** 法や条例等に基づいて、許可による行為制限や税の優遇などにより保全していくもの  
【制度例】地区計画、借地公園

**水準3** 行為の届出や緑地の所有者との間で保全に関する協定を結ぶなど、緩い制限により、保全に取り組むもの  
【制度例】保存樹林、各自治体独自の条例等による制度

**特定生産緑地** 特定生産緑地に指定することにより、保全していく農地(生産緑地)

<確保地・確保候補地 抽出の流れ>



## 確保地・確保候補地の総括表

### ◆確保地（確保主体・水準別）

確保主体	水準1		水準2		水準3		水準1～水準3 合計		特定生産緑地	
	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)	箇所数	面積(ha)
特別区	57	18.91	3	0.43	0	0	60	19.34	2,025	397.68
市町村	57	177.11	13	3.63	1	0.11	71	180.85	8,912	2,496.72
東京都	23	105.92	0	0	0	0	23	105.92		
合計	137	301.94	16	4.06	1	0.11	154	306.11	10,937	2,894.40

### ◆確保候補地

確保主体	箇所数	面積(ha)
特別区	456	127.47
市町村	162	74.81
東京都	38	636.51
合計	656	838.79

### ◆確保地（系統別）

系統名	箇所数	面積(ha)
丘陵地	44	252.66
崖線	19	2.62
平地林・社寺林・屋敷林	23	7.94
河川・上水・用水・水路等	1	0.03
農地	35	24.09
系統に含まれない確保地	32	18.77
合計	154	306.11

